

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の供用開始 (道路維持課) 二九一
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 二九一
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 二九二
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 二九二
- 都市計画の変更 (都市政策課) 二九二

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 二九三
- 土地改良区の設立認可 (農地整備課) 二九三
- 大垣都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二九三

告示

岐阜県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県損斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の年月日）
県道	岐阜県関ヶ原線	揖斐郡池田町片山字市場一 九六二番地先から 同郡同町同字同一 九五三番地先まで	一一・三	平成三三・七・四	平成三三・六・三

岐阜県告示第四百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

第二千二百六十七号
平成二十三年七月二十二日

（金曜日）

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ワラビ谷	不破郡関ヶ原町大字大高	次の図のとおり	土石流
境ヶ谷	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	土石流
滝の川	不破郡関ヶ原町大字玉	次の図のとおり	土石流
平木川	不破郡関ヶ原町大字野上	次の図のとおり	土石流
ワラビ谷	不破郡関ヶ原町大字大高	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅谷	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	土石流
滝の川	不破郡関ヶ原町大字玉	次の図のとおり	土石流
平木川	不破郡関ヶ原町大字野上	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定において準用する同法第十八條第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一條第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
関都市計画道路
3・6・13号 国道248号線

公 示

- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護まめ家
- 三 代表者の氏名 伊永 紳一郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町神楽四九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して地域生活の支援に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、これらの活動に団体、個人などが参加することにより安全で活力のある町づくりに寄与することを目的とする。

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地

改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	認可年月日
午北土地改良区	午北地区	平成三・七・一四

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画地区計画 横曽根工業団地地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成二十三年七月二十二日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター